

小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園指定管理者の公募について

「小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園」は、平成11年に町民の健康増進と憩いの場、レクリエーション及び交流の場として整備され、多くの方に利活用されてきた。

現在の指定管理者との5年間の契約（令和4年度～令和8年度）が今年度で最終年度となるため、令和9年度以降の管理者を公募により選定したい。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) ふれあいの森公園運営に関する業務
- (2) ふれあいの森公園施設の使用許可及び制限に関する業務
- (3) ふれあいの森公園施設の維持管理に関する業務
- (4) 事業者が施設を活用して独自に行う（企画する）業務

2 指定管理期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

※目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応するため、契約期間を3年に短縮する。

3 応募者の要件

- (1) 「法人」又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ（共同事業体）」
- (2) 事業期間中、安定して管理運営できる経営能力を備えていること 等

4 指定管理候補者選定方法（公募型プロポーザル方式）

審査委員会において、応募者の提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングを行い、受託能力、管理運営方針、事業提案内容について審査し、候補者を選定する。

5 指定管理料

小野町が支出する指定管理料（年額）の上限額を2,700千円とし、管理運営に係る計画を作成する。ただし、年度ごとの指定管理料については、毎年、管理者と協議の上、設定することとする。また、支払いは会計年度（4月1日から翌3月31日）ごととする。

6 公募スケジュール（予定）

- (1) 小野町議会への説明：9月11日（月例全員協議会）
- (2) 周知期間：9月14日～10月26日
（町ウェブサイト等SNS、行政区回覧、広報、商工会への案内等）
- (3) 現地説明会：10月9日
- (4) 受付期間：10月9日～10月26日
- (5) 審査：第1次審査（書類審査）…11月上旬
第2次審査（プレゼンテーション等）…11月中旬
- (6) 結果通知：11月中旬
- (7) 指定管理者の議案提出：12月議会